

# 関西新潟明訓会会則

(会の名称)

第1条 本会は、関西新潟明訓会（以下「同窓会」という。）という。

(本部・支部)

第2条 同窓会は、本部を大阪府に置く。本会の目的達成のために、支部を近畿圏に置くことができる。

(目的)

第3条 同窓会は会員相互の親睦と、母校の発展に寄与することを、目的とする。

(会員)

第4条 同窓会の会員は、近畿圏に勤務、在住する新潟明訓高等学校（新潟夜間中学校、明訓中学校、新潟明訓中学校）の卒業生とする。

(役員)

第5条 同窓会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
監査役	若干名

(2) 役員は、同窓会において会員の中から互選する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでは在任する。

(顧問)

第7条 同窓会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

(2) 名誉顧問及び顧問は、同窓会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員職務)

第8条 会長は同窓会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 幹事は同窓会の諸般の事項を企画・運営する。また、事務局を代表幹事宅に置き、会務の運営を行う。

(4) 監査役は、会計を監査する。

(会 議)

第9条 同窓会に役員会を設ける。

(2) 役員会は、正副会長、幹事、監査役、を以て構成し、同窓会の運営上、必要に応じて開催する。

(会 計)

第10条 同窓会の運営は、同窓会本部よりの活動費、寄付金及びその他の収入を以てあてる。

(会計年度)

第11条 同窓会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(会則の変更)

第12条 この会則は、同窓会において出席者の過半数の同意を得て、変更することができる。

(付 則)

この会則は平成21年10月3日から施行する。

この改正会則は平成25年10月5日から施行する。

この改正会則(総会の廃止に関わる)は、平成28年10月16日から施行する。